

平成28年 2月26日

船橋市長 松戸 徹 様

船橋市リハビリセンター
運営委員会 委員長 寺田 俊昌

船橋市リハビリセンターの中期行動計画の策定について（報告）

船橋市リハビリセンター運営委員会設置要綱第2条第2号の規定に基づき、本委員会において指定管理者が作成した中期行動計画について審査を行った。

本委員会は、別添の中期行動計画を中期目標達成のための方法として了承したので報告する。